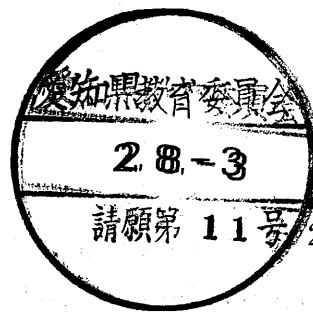


愛知県教育委員会教育長 殿



現中学3年生を対象とする教育課程が再編成された事実について再確認し、  
その上で「高校入試の出題範囲」について決定するよう求める請願

住所 [REDACTED]  
氏名 井上 満

1. 請願の趣旨

- (1) 県教委高等学校教育課進路指導Gは、2020.6.24付『**令和3年度愛知県公立高校入学者選抜における中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた配慮事項について**』を公表した。その主たる内容は、以下のとおり、「学力検査の出題範囲の削減は行わない」というものである。

1 学力検査の出題範囲

現在、中学校において、卒業までに第3学年で学習すべき内容が全て履修できるよう教育課程が再編成され、計画的に学習指導が行われていることを踏まえ、現時点では学力検査の出題範囲の削減は行わない。

ただし、今後、中学校等の臨時休業が再び実施され、それが長期に及ぶ場合などには、中学校における履修状況をふまえ、必要に応じた措置を検討する。

なお、出題等に関する愛知県教育委員会の方針は、10月頃を目途に改めて示す予定である。

- (2) 上記のように「削減は行わない」とする結論は、「現在、中学校において、卒業までに第3学年で学習すべき内容が全て履修できるよう教育課程が再編成され、計画的に学習指導が行われている」ことを前提としている。この前提について、請願者が、高等学校教育課担当者に確認すると、校長会を通じて確認した旨述べた。(6.25付中日新聞も、県教委の公表内容を報道する中で、「学習の遅れが懸念されているが、県教委は校長会などを通じ、年度内に遅れを取り戻す措置をとっていることが確認できたとしている」と報じている。(下線=引用者))

請願者が、県教委に対し2020.6.26付で以下のような内容の行政文書開示請求書を提出し、開示を求めたところ、文書は、「不開示」(不存在)であった。

1. 別紙によれば、「卒業までに第3学年で学習すべき内容が全て履修できるよう教育課程が再編成され、計画的に学習指導が行われていることを踏まえ……」(下線=引用者)とのことであるが、県教委は、いつ、だれが、どのような方法で、誰に対して、すべての中学校等で「教育課程が再編成され」た事実を確認したのか、それらが分かる文書。その他、関連するすべての文書。

本件のような重要事項について、市立中学校を管理する市町村教委に確認することなく結論を出すべきではない。「校長会に聞いた」で済まされることではない。

- (3) 請願者は、瀬戸市教育委員会に対し2020.7.9付で、以下のような公文書開示請求を行った。

(以下は、本請願書に関する内容部分のみ選択・添付文書参照)

- ① 2020年度、各小中学校から再編成された教育課程が提出された事実が分かる文書。
- ② 以下学校の「再編成後の教育課程」
  - ・ 水野中学校3年生の社会と数学
  - ・ にじの丘中学校3年生の社会と数学

その結果は、以下のとおりである。

- ①については、「現在も再編成中であることに加え、再編成後に届出を求めておらず、文書不存在」、
- ②については、「現在も再編成中であり、文書不存在」、  
「開示が可能となる日は『2021. 5 以後』」

(下線=引用者)

(4) 県教委の公表は、6月24日である。瀬戸市教委は、7月9日時点において、「再編成」が完了していない、と言う。

つまり、県教委の前提とする県下の全中学校で「教育課程が再編成された」という前提は誤りである。誤った前提により導かれた結論＝「出題範囲を削減しない」＝は、結果的に大きな混乱を招きかねない。

よって、以下のように請願する。

## 2. 請願項目

- (1) 「卒業までに第3学年で学習すべき内容が全て履修できるよう教育課程が再編成された」ことが事実であるのか否か、「再編成」は、いかなる状況にあるのか、早急に市町村教委を通じて確認し、その上で「出題範囲」に関する方針を決定すること。

以上

公文書開示請求書

2020年7月9日

瀬戸市教育委員会 殿

氏 名 井 上 満

郵便番号 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

瀬戸市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示請求をします。

<p>公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項</p>	<p>1. 新型コロナウイルス対策による臨時休校措置の結果、教育課程の再編成が必要になったと思われる。そこで、以下文書の開示を求める。</p> <p>① 2020年度、各小中学校から教育課程が届け出られた事実が分かる文書。</p> <p>② 2020年度、各小中学校から再編成された教育課程が提出された事実が分かる文書。</p> <p>③ 以下学校の「再編成される前の教育課程」と「再編成後の教育課程」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水野小学校6年生の国語と算数</li> <li>・にじの丘小学校6年生の国語と算数</li> <li>・水野中学校3年生の社会と数学</li> <li>・にじの丘中学校3年生の社会と数学</li> </ul>	
<p>開示の実施の方法 [希望する方法を○で囲んでください。]</p>	<p>① 閲覧</p> <p>② 写しの交付 (郵送希望 有・<input checked="" type="checkbox"/>無)</p>	
<p>※ 備 考</p>	<p>行政文書の名称</p>	
	<p>担 当 課 等</p>	
	<p>回 答 期 限</p>	

第3号様式 (第4条関係)

公文書一部開示決定通知書

2 瀬学教第965号  
令和2年7月27日

井上 満 様

瀬戸市教育委員会 印

令和2年7月9日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、瀬戸市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足る事項	再編成される前の教育課程 ・ 小学校教育課程 令和2年度版 ・ 中学校教育課程 平成28年度版 ・ 中学校教育課程 移行措置	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和2年7月31日 13時30分
	場 所	瀬戸市役所 学校教育課
開示の実施方法	閲覧 写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円
	2 写しの送付に要する費用 郵送代	円
開示しないこととした部分	① 2020年度、各小中学校から教育課程が届けられた事実が分かる文書 ② 2020年度、各小中学校から再編成された教育課程が提出された事実が分かる文書 ③ 以下学校の「再編成後の教育課程」 ・ 水野小学校6年生の国語と算数 ・ にじの丘小学校6年生の国語と算数 ・ 水野中学校3年生の社会と数学 ・ にじの丘中学校3年生の社会と数学	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	① 届出に係る文書を作成しておらず、文書不存在のため。 ② 現在も再編成中であることに加え、再編成後に届出を求めておらず、文書不存在のため。 ③ 現在も再編成中であり、文書不存在のため。	
備 考	今回の決定から1年以内に、上記③において不開示とした部分の開示が可能となる日 (令和3年5月 以後)	
	開示が可能となる部分 再編成後の教育課程	
担 当 課 等	学校教育課 電話番号 0561-88-2760	

- 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課までご連絡ください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市教育委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として (訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。